

令和3年度 岐阜市パートタイム会計年度任用職員（保育士）採用試験要綱

- 1 採用予定日 採用選考（採用試験）を実施した月の翌月1日以降（原則）
※詳細は、「6採用について」を参照してください。
- 2 採用予定人員 若干人
- 3 職務内容 公立保育所における保育業務
- 4 受験資格 以下の要件を全て満たす方
 - (1) 保育士資格をお持ちの方又は採用日までに取得見込みの方
 - (2) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 - (ア) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※試験に関し、提出いただいた書類への記載内容や口述していただいた内容に虚偽や不正があると、採用される資格を失います。また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。
- 5 受験手続及び試験
 - (1) 申込先 岐阜市役所子ども未来部子ども保育課
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地 電話 058-214-7825（直通）
 - (2) 必要書類 ①履歴書
②保育士証の写し
 - (3) 申込方法 上記申込先に電話連絡してください。その後、面接日を決定します。
上記必要書類は面接当日に持参して提出してください。
 - (4) 申込受付期間 毎月、採用月の前月の10日（閉庁日の場合は、直近の開庁日）までに申し込みください。
 - (5) 試験方法 面接試験
 - (6) 試験場所 岐阜市役所 ※詳細は、面接日決定時にご連絡いたします。
 - (7) 合格者発表 面接試験終了後、合否を郵送通知します。

6 採用について

- (1) 採用日は、原則として、面接実施の翌月1日以降です。
- (2) 採用はすべて条件付のものとなり、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときにパートタイム会計年度任用職員として正式採用となります。

7 雇用条件等

- (1) 職員種別 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- (2) 雇用期間 採用日～令和3年3月31日（原則）
（ただし、次年度以降も継続する場合があります。）
- (3) 勤務日 原則として、土・日曜日、祝日を除く保育実施日及び研修実施日等
（保育所の行事などにより、土曜日の出勤が生じる場合があります。）
- (4) 1週間の勤務時間 週30時間（年間で指定休有り）
- (5) 1日の勤務時間 シフト制で 原則、午前7時～午後8時 のうち6時間
（長時間保育所勤務の場合は、午前7時～午後6時の間）
- (6) 休暇制度 年次休暇・病気休暇などの休暇制度あり
- (7) 報酬等 月額：145,900円 ※1 期末手当：年間2.35月分 ※2
※1 3段階の報酬体系
1号給（145,900円）→2号給（149,700円）→3号給（153,800円）
次年度以降、継続して任用された場合、勤務成績等により上位の号給に変更となります。
※2 期末手当は、所定の基準に従い支給されます。
（初年度や在職期間により異なります。）
その他、所定の基準に従い、通勤手当が支給されます。
- (8) 社会保険 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となります。
- (9) 勤務地 岐阜市立の保育所

注）採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

その他ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

提出先・問い合わせ先
〒500-8701
岐阜市司町40番地1
岐阜市役所 子ども未来部 子ども保育課 管理係
(058) 214-7825